

平成30年洞爺湖町教育委員会第1回臨時会会議録

日 時	平成30年2月16日（金） 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教 育 長 遠 藤 秀 男 委 員 岩 原 義 美 委 員 吉 田 聡 委 員 来 栖 由 喜 委 員 岡 本 里 佳
欠席委員	
説明員	教育次長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄 社会教育課主幹 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課主幹 佐 藤 融
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。（13:30）
日程第2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【報告事項】 ・報告第5号	遠藤教育長 日程第3、報告事項。報告第5号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局から報告を受けます。 天野教育次長 報告第5号です。管理課所管の各種事務事業の取組状況について次のとおり報告するものです。1件。寄附です。このたび、次の方より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。 1つ目、洞爺湖町学校給食センターへの食材の寄附です。虻田郡洞爺湖町入江300番地、いぶり噴火湾漁業協同組合 代表理事組合長 岩田廣美氏。ホタテ貝296kgです。なお、いただきましたホタテにつきましては、虻田地区で1月22日にホタテ入りカレー、それから、洞爺地区におきましては、1月29日にホタテの甘辛煮として学校に、それぞれ、提供をさせていただきました。

日 程 第 4
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 4 号

た。

同じく、洞爺湖町学校給食センターへの食材の寄附です。虻田郡洞爺湖町入江 8 4 番地 2、企業組合 あぶた 代表理事 福島浩二氏です。揚げいも 6 6 0 個です。これにつきましても、虻田地区 1 月 3 0 日と洞爺地区 1 月 2 9 日にそれぞれ給食で提供させていただきました。以上です。

遠藤教育長

確認等の質疑があればお受けしますが。よろしいですか。

報告を了承願います。

それでは、日程第 4、議決事項に入っていきます。

議案第 4 号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

天野教育次長

2 ページです。議案第 4 号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正についてです。洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものです。洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則。洞爺湖町立学校管理規則（平成 1 8 年洞爺湖町教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正するものです。はじめに、この改正をする理由です。平成 2 6 年の地方公務員法の改正を受け、事務主幹等の命課の際に、人事評価結果を活用することとしたこと。及び平成 2 9 年 3 月に学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、関連する規定が一部改正されることに伴い所要の改正を行うとするものです。また、事務主任、専門員、専門事務主任及び指導専門員の命課。これらもまた、通知等があるわけですが、これらについては、平成 3 0 年 4 月 1 日からそれぞれ、命課に関する規定を委員会で作るということになり、それはまた、教育長決裁になりますので、議案としては出していませんが、そのような通知が今、きているところです。

関係するところの学校管理規則の一部改正の新旧対照表、3 ページをご覧ください。第 7 条の 2 の第 3 項中「学校事務をつかさどる」を「学校事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」ということで、この下線の部分が事務主任の関係ですが、改正になるというものです。2 ページ戻りまして、附則です。この規則は、平成 3 0 日 4 月 1 日から施行するというものです。

それで、これらの方々の事務主任等、人事評価を給与の関係に反映するというので、それぞれ、細かく事務主任、専門員等、小分けにされて通知が来ている状況です。先ほどいった地方公務員法の改正が人事評価の導入ということですので、それらが変わってくると。専門員等と名前があるのですが、それらについては、栄養教諭だとか、それらが何年たてばこうですよとか、人事評価で 2 年続ければ、専門になるとか、そのような細かい指示が今出てきているところで、国の通知に合わせた改正となっているところです。以上です。

遠藤教育長

ただ今、事務局から説明がありました。ここでは、事務主任の業務について

法律改正に伴う改正ということで、これは、北海道教育委員会の規則に準じたものという解釈でよろしいでしょうか。

天野教育次長

はい。

遠藤教育長

そのような内容です。

質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

≪「ありません」という人あり≫

それでは、提案のとおり可決することにご異議ありませんか。

≪「異議なし」という人あり≫

異議なしと認めます。議案第4号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

天野教育次長

議案第5号です。修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次のように定めるものです。修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令。修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領（平成24年洞爺湖町教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正するものです。

まず、この改正理由ですが、これにつきましても、道からの通知による改正というものです。学校の先生方の勤務時間につきましては、4週間の期間内で平均して、1週当たり38時間45分ということで定められていまして、通常の授業に出る以外に、例えば、修学旅行の引率業務から文化祭、体育祭等、そういう行事についても正規の勤務時間として、この中で見ていいですよということになっています。それで、今回のこの規則の中で、去年も改正したのですが、今、9つある中で、超える場合は勤務時間の振替えをして調整することができるという業務を1つ足しますという内容です。

それでは、5ページの新旧対照表です。第2（定義）の10に1つ新設です。「この要領において、「入学者選抜の業務」とは、道教委が実施する入学者選抜（選考）に係る業務のうち、学力検査及び面接等選考の実施日の業務、その前日の準備業務、採点業務及び合否判定業務をいう。」。この業務を加えると。それから、第3です。第3の2の（10）。10号を新設。「入学者選抜の業務」。これを加えるというものです。

4ページ戻りまして附則です。この訓令は、公布の日から施行し、平成30年2月9日から適用するものです。

道からの通知で2月9日から適用ということになっていますので、これに合わせてということで、本来であればいつからでもいいという話にはなるのです

・ 議案第5号

が、不利益がないので、大丈夫だろうということで、道の通知があった9日から適用すると。合せてこの日にしたというものです。以上です。

遠藤教育長

それでは、皆さまから質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

◀「はい」という人あり▶

それでは、提案のとおり可決することにご異議ありませんか。

◀「異議なし」という人あり▶

異議なしと認めます。議案第5号、修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号です。洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程の廃止についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

天野教育次長

議案第6号、洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程を廃止する訓令を次のように定めるものです。洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程を廃止する訓令。洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程（平成18年洞爺湖町教育委員会訓令第4号）は、廃止するというものです。

この内容ですが、今まで、教育委員会の学校の先生も含めた職員の懲戒については、この懲戒審査委員会設置規程というのがあり、それに基づいて実施していました。ただ、法においては、この規程があるのですが、実際には教育委員会の職員、学校の職員も含めて、その懲戒については、教育委員会が決定することができるという法律になっていますので、あえて規程を設けなくてもこの教育委員会議にかけて、できるということで、この懲戒審査委員会の設置規定を廃止すると。なお、この中に管理課長と入っていますが、いなくても教育委員会ができることになっていますので、管理課長が入ってなくても全然問題ないと。教育委員会議で諮るということにするということで、この規程を廃止するというものです。今後においては教育委員会議で決定をするのですが、スピード違反等の軽微なものについては、教育長決裁のみですということ、それ以外のものについては、全て教育委員会議で諮って懲戒の決定をしていただくということに今後なるというものです。

附則です。この訓令は、平成30年2月19日から施行する。以上です。

遠藤教育長

前回、会議の後も懲戒審査委員会をさせていただいたのですが、終わったあとに、懲戒委員会の委員長として私がいて、教育長あてにこういう結果になりましたと。また、それを教育委員会として決定するという何かちょっとわからない形になってしまっていて、近隣を調べてみたら、やはり、教育委員会議の中で行っていました。あと、もう1つの交通違反の関係もあったのですが、軽微なものについては、町の基準がありますので、それに準じた形で、教育長決

・議案第6号

定の決裁で済むという形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

何か質疑あればお受けしますが、よろしいですか。

◀「はい」という人あり▶

それでは、提案のとおり可決することにご異議ありませんか。

◀「異議なし」という人あり▶

異議なしと認めます。議案第6号、洞爺湖町教育委員会職員懲戒審査委員会設置規程の廃止については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、さくら保育所の休止についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

天野教育次長

議案第7号です。さくら保育所については、洞爺地区の保育所のあり方を踏まえ、平成30年度については、休止することについて議決を求めるものです。

本件につきましては、昨年に保育所のあり方検討案を町内常設保育所の保護者の皆さまに掲示をして、その後、アンケートをとりまして、新洞爺保育所が建設されることから、統合についてもアンケートをとって、異論がなかったと。了解を得たということで、今年度も引き続き休止することとして、このさくら保育所につきましては、条例で議決案件になりますので、新しい保育所ができましたら、位置の変更等の条例改正が必要ですので、その新保育所に合わせて、このさくら保育所の廃止の議決を来年度、一緒に出すという形をとりたいということで、本年度は休止するということの議決を求めるものです。以上です。

遠藤教育長

皆様から質疑をお受けします。いかがでしょうか。よろしいですか。

◀「はい」という人あり▶

それでは、提案のとおり可決することにご異議ありませんか。

◀「異議なし」という人あり▶

異議なしと認めます。議案第7号、さくら保育所の休止については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号です。平成30年度洞爺湖町一般会計予算（民生費・教育費関係）についてを議題とします。

この議案につきましては、教育委員会議規則第20条第1項第3号に定める非公開の要件に該当します。議会の議決を得るべき議案についての意見の具申に関することに該当しますので、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ありませんでしょうか。

◀「異議なし」という人あり▶

それでは、非公開とさせていただきます。

事務局説明をお願いします。

----- 非 公 開 -----

◀議案第29号、平成30年度洞爺湖町一般会計予算（民生費・教育費関係）について承認▶

・ 議案第7号

・ 議案第8号

<p>・議案第9号</p> <p>日程第5 【その他】</p> <p>日程第6 【閉会】</p>	<p style="text-align: center;">----- 非公開終了 -----</p> <p>遠藤教育長</p> <p>次、議案第9号、平成30年度教育行政執行方針についてを議題とします。</p> <p>この第9号につきましても、非公開に該当いたします。教育委員会会議規則第20条第1項第6号、その他会議を公開することにより教育行政の公正又は適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある事項に関することということで、先ほどの予算案と関連しますので、非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>　　<<「異議なし」という人あり>></p> <p>非公開とさせていただきます。</p> <p>事務局説明お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">----- 非 公 開 -----</p> <p>　　<<議案第9号、平成30年度教育行政執行方針について承認>></p> <p style="text-align: center;">----- 非公開終了 -----</p> <p>遠藤教育長</p> <p>以上で議案が終了いたしました。</p> <p>日程第5、その他です。</p> <p>委員の皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>　　<<「ありません」という人あり>></p> <p>なければ事務局ありますか。</p> <p>　　<<「ありません」>></p> <p>それでは、以上をもちまして、平成30年第1回臨時会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>15：26 閉会</p>
--	---